

労働安全衛生規則第 52 条の 10 第 1 項第 3 号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める研修（概要）

1 根拠法令

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 52 条の 10 第 1 項第 3 号

※ 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（以下「整備省令」という。）において新規制定。

2 改正の内容

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 10 第 1 項の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施者として、整備省令により、医師又は保健師のほか、「検査を行うのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士」が定められることを踏まえ、当該研修を以下のとおり定めるもの。

- (1) 研修科目及びその時間は次のとおりであること。（平成 27 年 12 月 1 日前に開始された下記に相当する研修を含む。）
 - ① 労働者の健康管理（2 時間以上）
 - ② 事業場におけるメンタルヘルス対策（1.5 時間以上）
 - ③ 事業場における労働者及びその集団へのその健康の保持増進を図るための支援の方法（1.5 時間以上）
- (2) (1)の研修を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。
- (3) 上記のほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによること。

3 適用日

平成 27 年 12 月 1 日